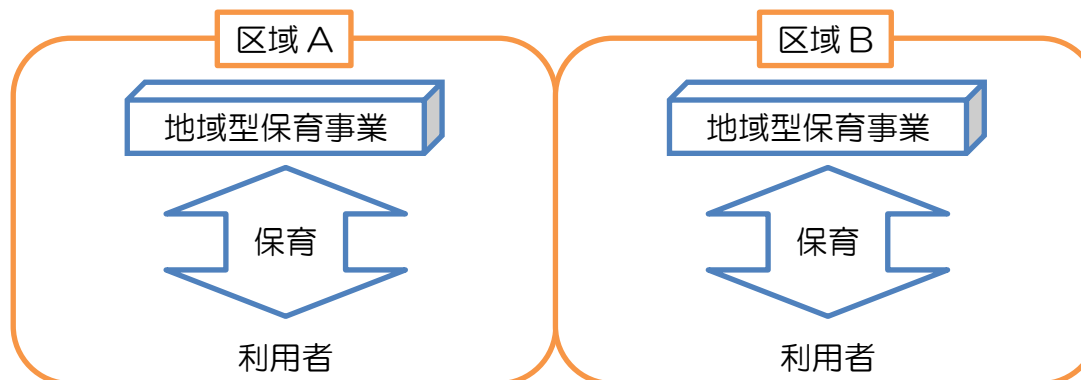


1. 留意点

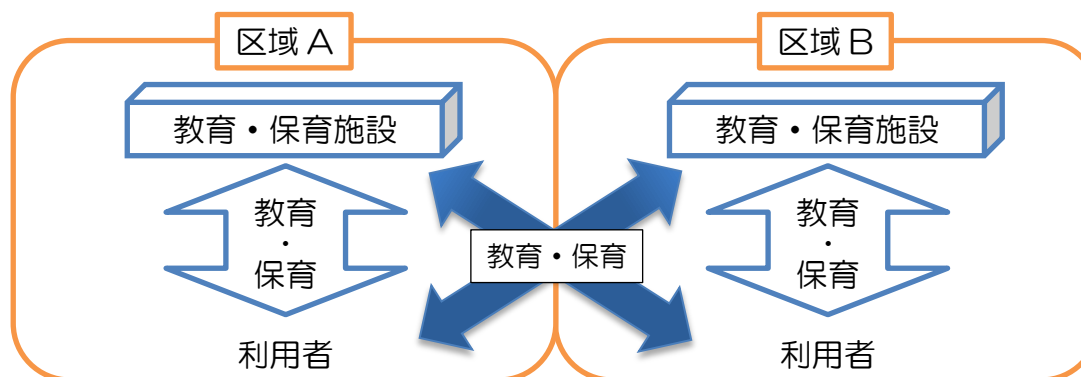
①教育・保育提供区域は地域型保育事業の認可の際に行われる需給調整の判断基準となることを踏まえて設定すること。(基本指針より)

※実際に区域を超えた利用を妨げるものではなく、認可基準上の考え方。



②教育・保育施設については、教育・保育提供区域内での需要と供給が完結する必要は無い。

※ニーズ調査では「自宅の近所」の教育・保育施設を利用したいという回答が95.0%となっている。⇒確保方策の中で反映



③教育・保育提供区域は教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を通じて共通の区域設定とする事が基本
ただし、広域利用の実態が異なる場合には、実態に応じて事業ごとに設定することが出来る。(基本指針より)

2. 候補と比較

	適	不適
中学校区	・「居宅より容易に移動する事が可能な区域」という点では最適。	・現在の施設の設置状況を見てみると、地域差が激しい。 ※
支所所管区域 採用	・車を利用する人が多いため、多少離れていても容易に移動できる。 ・教育・保育施設の設置ゼロの区域が無い。	
より大きな 区域	・区域内の供給（施設等）が多くなるため、より弾力的な需給調整が可能。	・どの地区を組み合わせるか、なぜその地区を組み合わせるのかについて、説明が必要。

※：(幼稚園の定員+保育所(園)の定員) ÷ 未就学児人口を区域別に比較した場合

中学校区…最大 220.3%（八幡東中） 最小 0%（菊間中）

支所所管区域…最大 117.0%（姉崎地区、三和地区） 最小 36.7%（五井地区）

3. その他

・支所所管区域を基本としつつ、事業ごとに精査する。

例1：職員等が出張する事により実施する事業は区域ごとに需要と供給を把握する必要性が低い。（養育支援訪問事業など）

例2：放課後児童健全育成事業は小学生が放課後自力で移動する事を考慮して、小学校区で考えるべき。